5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　東京都八王子市役所

○国土交通省告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年四月八日

関東地方整備局長　菊川　　滋

第１　起業者の名称　群馬県

第２　事業の種類　群馬県中央児童相談所一時保護所整備事業及び児童相談所改築事業

第３　起業地

1　収用の部分　群馬県前橋市野中町地内

2　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県前橋市野中町地内における8,879.39㎡を起業地とする「群馬県中央児童相談所一時保護所整備事業及び児童相談所改築事業」（以下「本件事業」という。）である。

群馬県中央児童相談所（以下「中央児童相談所」という。）及び中央児童相談所に併設されている一時保護所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務を行うための、群馬県地域機関設置条例に掲げられる施設であり、本件事業はこれらの施設整備及び改築を行う事業であることから、法第３条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

児童福祉法第12条第１項において、都道府県が児童相談所を設置することとされていることなどから、起業者である群馬県は本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

群馬県においては児童相談所を３箇所に設置している。このうち、前橋市野中町地内にある中央児童相談所は、前橋市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡及び佐波郡を管轄するとともに、他の児童相談所との中心的役割を担っている。また、一時保護所は群馬県全域を管轄としている。

しかしながら、中央児童相談所においては、児童虐待問題の深刻化を背景として、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）が施行され、これに伴い急増した相談件数が依然として増加の一途をたどっていること、一時保護所に面接室を持たないため児童相談所内の相談室において児童との面接を行っていることから、相談室が不足し、緊急を要する来所相談の対応などに支障が生じている。また、児童虐待案件の中には、家族療法等、保護者と児童との再統合に向けた取り組みなど多面的な援助を必要とする案件も発生しているが、これらに対応可能な専用機能を有する施設が不充分な状況にある。一方、一時保護所においては、一時保護必要量も現在の定員21名に比べ、高い水準で推移していることに加え、長期にわたって一時保護を行わざるを得ない児童が増えていることなどから、平成18年度から平成20年度において、最大入所児童数が27人となるなど定員超過日が148日に達しており、一時保護の対象児童の年齢、性別、背景が様々であるにもかかわらず、一人ひとりの児童の状況に応じた援助を行い、児童の安心や安全を確保することが困難となっている。加えて、一定の重大事件を起こした14歳未満の少年が児童相談所に送致され、一時保護する場合には、その少年の心理・行動面での問題の重篤性、一時保護中の他の児童への影響及びその少年のプライバシーの保護に配慮することが強く求められるが、現在の一時保護所にはこのような少年の専用スペースが確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、児童相談所において、充分な相談室が確保され、各種専用機能室も確保されることから、様々な相談事例について迅速な対応が可能になる。また、一時保護所定員も36名に増加することから、児童の安心や安全を保った環境での一時保護が可能となるとともに、一定の重大事件を起こした少年の専用スペースを確保することが可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業による環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者の調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）等に基づき、各室の使用目的、居住スペース等の確保について個別に必要面積を勘案して決定しており、本件事業の事業計画は児童福祉施設最低基準等に適合しているものと認められる。

また、本事業の施行にあたっては、中央児童相談所及び一時保護所の役割と、群馬県全域からの利便性等を考慮したうえで、現在の中央児童相談所南西側に新たに一時保護所を整備する申請案の他に、現在の中央児童相談所北東側及び南東側について検討を行ったが、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、中央児童相談所の相談室が不足していることに加え、一時保護所の定員が不足していること、一定の重大事件を起こした少年の専用スペースがないことなどから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　群馬県前橋市役所

○法第百二十七号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年四月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録建築物調査機関の名称

日本テスティング株式会社

二　住所

兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目一番一号

三　代表者氏名

代表取締役　橋本　京次

四　登録年月日

平成二十二年三月十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地

日本テスティング株式会社大阪支店　大阪市中央区北浜三丁目二番二十三号